

**京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する
検討委員会の答申（案）に寄せられた御意見と検討委員会の考え方（案）**

1 検討の必要性（7件）

御意見（要旨）	件数	検討委員会の考え方
京都の文化や景観を守るために必要である。	2件	御意見と同趣旨の内容は答申（案）に記載しているところであり、いただいた御意見の方向で答申を取りまとめてまいります。
住んでも訪れても良いまちになってほしい。	1件	
地方自治の振興のために必要である。	1件	
1200年以上の歴史を持つ京都が、いつまでも輝く都市として存続することを期待している。	1件	
市民と観光客の双方にとって魅力的なまちづくりを進めていくために、観光新税を含む新たな財源の確保は重要である。	1件	京都市からの諮問の趣旨において、日本の財産であり、世界の宝でもある京都の素晴らしい歴史や自然・文化を守り、創造し、発展させ、未来へ引き継ぐとともに、その魅力を日本全国、世界に向けて発信するという、京都市ならではの役割をしっかりと果たすことによって、京都に住む人も訪れる人も、心が豊かになるまちづくりを実現していくこととされており、検討委員会においても、これを踏まえ、議論を行ってきたところです。
観光客を増やしていくのか、市民生活を守っていくのか、京都市として総合的な方向性と対策を示すべきである。	1件	

2 入洛客のもたらす影響への対応（5件）

御意見（要旨）	件数	検討委員会の考え方
宿泊施設の不足や交通渋滞、主要な通りの歩道の混雑などの課題があり、市民の負担となっているものがある。	4件	入洛客の増加等により、市民が負担と感じているものもあり、入洛客及び市民双方の満足度を高めていく必要がある、としております。
今後も中長期的に入洛客が増加するとあるが、東京オリンピックをピークとして減少していくのではないかと。	1件	御意見について、今後の制度設計において参考としていただくよう、京都市にお伝えします。

3 新たな財源確保を行う理由（8件）

御意見（要旨）	件数	検討委員会の考え方
新たな財源確保を行う理由について、答申（案）の内容に賛成である。	5件	御意見を踏まえ、答申を取りまとめてまいります。
法人が納める税のうち市町村分は1割未満とのことだが、法人の活動に見合った税源が確保できる仕組みになるよう、国に求めていくべきである。	1件	御意見の趣旨を踏まえ、国と地方との税源配分の是正を国に求めていくことも必要、との文言を追加します。
多くの文化財を有する京都は財源確保の努力が必要である。	1件	京都のまちの魅力が税収面では弱みとなっていることなどから、新たな財源を確保する必要がある、としております。

地方交付税の削減や社会福祉関連経費の増加は、観光客には関係ないことである。	1 件	京都市の厳しい財政状況も踏まえ、新たな財源確保が必要、としております。
---------------------------------------	-----	-------------------------------------

4 新たな財源の負担の在り方（20件）

御意見（要旨）	件数	検討委員会の考え方
新税の創設に賛成である。	5 件	御意見と同趣旨の内容は答申（案）に記載しているところであり、いただいた御意見の方向で答申を取りまとめてまいります。
受益と負担の観点から入洛客にも負担を求めるべきである。	5 件	
新税を導入するなら簡便な制度とし、取りはぐれや理解不足が起こらないよう考慮してほしい。	1 件	
課税ではなく、観光シーズンの市バス増発など事業収入増を狙うべきである。	1 件	公的な事務を賄うのであれば、みんなで支え合うとの観点が明確になるよう制度構築がなされるべきであることや、一定規模の財源を安定的かつ継続的に確保できる制度がふさわしいことから、納得して支払っていただくことが重要であるとの考え方のもと、税として導入することが望ましいとの結論に至った、としております。
財源確保の手段として、交通ルールを守らない自転車に対する罰金を強化すべきである。	1 件	
富裕層にも課税する場合、一律強制的な負担を拒否しがちなので、寄附や出資があるべき姿である。	1 件	
観光施設の入場料への上乗せやクラウドファンディングなど税に頼らない財源確保を検討する契機にしてほしい。	1 件	今回提案のあった行為以外も含め、また、協力金など税以外の手法についても、必要に応じて検討していただきたい、としており、御意見について、今後の制度設計において参考としていただくよう、京都市にお伝えします。
インバウンドについては、入国時に国が徴収して地域や企業のインバウンド対策に充てるのが合理的なため、国に働きかけるべきである。	1 件	
観光客からお金を取るのではなく、生活保護の不正受給の是正や、寺院への課税など先にすべきことがある。	1 件	生活保護の不正受給については、京都市において、適正化に向けた取組が進められていると聞いております。 また、検討委員会において、以前導入されていた古都税においては、拝観料の多寡にかかわらず50円の税負担を求めていることが負担能力に応じた負担となっていないことや、信教の自由にも影響するものであることから、同様の税を新たに導入すべきでないとの意見が出ました。 なお、神社仏閣を含めたバッファゾーンの景観保全のために協力金を求めることも検討してはどうか、との意見もありました。
実現可能性を重視した結果ではないか。受益と負担の観点なら違う結果になる。	1 件	「宿泊」行為を行う者に負担を求めることは、入洛客の受益に見合った負担を広く分かち合う手法として適当である、としております。
税額は観光客にとって過度な負担とならないよう設定すべきである。	1 件	どの程度の負担を求めるかは、京都市において十分に検討されたい、としております。
新税の導入を考える前に、課税捕捉率を上げたり、不納欠損額を減らす努力を徹底すべきである。	1 件	市税収入の確保については、京都市において適切に取り組まれているものと聞いております。

5 新たな財源の使途（62件）

御意見（要旨）	件数	検討委員会の考え方
税金について、市民及び観光客双方の満足度を高めるような施策に充てるべきである。	19件	御意見と同趣旨の内容は答申（案）に記載しているところであり、いただいた御意見の方向で答申を取りまとめてまいります。
税金について、文化の振興や文化財の保護、町家の保全に充てるべきである。	8件	
税金について、伝統産業を振興する事業に充てるべきである。	7件	御意見を踏まえ、新たな財源の使途として、伝統産業の振興に関する記載を追加します。
市バスや地下鉄が観光客で混雑しているため、税金を充てて本数を増やすなど混雑を緩和してほしい。	6件	御意見と同趣旨の内容は答申（案）に記載しているところであり、いただいた御意見の方向で答申を取りまとめてまいります。
税金について、交通渋滞の緩和のために充てるべきである。	5件	
道路の改善や伝統行事の振興など成果が見えやすい事業に使うべきである。	3件	
新たな財源の使途について、答申（案）の内容に賛成である。	1件	
修学旅行生や身障者、京都を愛する観光客のために使うべきである。	1件	
外国人観光客のマナーを向上させる取組に使うべきである。	1件	
電線の地中化の費用に充てるべきである。	1件	
宿泊施設の不足への対策に使ってほしい。	1件	
観光客を分散させる取組に使ってほしい。	1件	
観光客が出したごみの処理費用は観光客に負担してほしい。	1件	
観光客に分かりやすい案内板の設置に使ってほしい。	1件	
災害発生時の安心・安全対策に充当するなど宿泊客も納得する使途を検討すべきである。	1件	
市民も観光客も楽しめるデジタルプラネタリウムを設置すべきである。	1件	御意見について、今後の制度設計において参考としていただくよう、京都市にお伝えします。
神社仏閣のバリアフリー化など通常の施策で対応しきれない課題に充当し、市民や観光客に理解してもらうべきである。	1件	
京都駅以外の観光客の玄関口となる鉄道駅を整備し、集中している観光客の分散に活用すべきである。	1件	
財源を活用しつつ、地下鉄・市バスだけでなく民間の交通機関も含めた立体的・総合的な公共交通の在り方を検討すべきである。	1件	
目的税であれば、使途の状況や目的の達成度合いなどについて定期的な検証や見直しを行い、継続するか否かを判断するよう、京都市に求めておくべきである。	1件	御意見の趣旨を踏まえ、創設後も制度の在り方について継続的に検証を行うよう京都市に求めるとの文言を追加します。

6 負担を求める行為（22件）

御意見（要旨）	件数	検討委員会の考え方
拝観料への上乗せなど、寺社に負担を求めるべきである。	7 件	検討委員会において、以前導入されていた古都税においては、拝観料の多寡にかかわらず50円の税負担を求めていることが負担能力に応じた負担となっていないことや、信教の自由にも影響するものであることから、同様の税を新たに導入すべきでないとの意見が出ました。 なお、神社仏閣を含めたバッファゾーンの景観保全のために協力金を求めることも検討してはどうか、との意見もありました。
日帰りの観光客にも何らかの負担を求めるべきである。	4 件	宿泊客は、滞在時間が日帰り客より長く、行政サービスの受益の程度が大きいと考えられ、滞在中の消費額も多いことから、担税力が十分あるといえる、としております。
道路の有料化や市内高速ICへの課金、レンタカー・マイカーへの課税により市内への車の流入を抑制すべきである。	3 件	「駐車場への駐車」、「宿泊」及び「別荘の所有」については、その他の行為に比べて負担を求める目的や趣旨が明確であり、また、他の自治体での導入事例があることから、検討を深めていくこととし、他の手法については、必要に応じて検討を深めることとしたものです。 なお、「駐車場への駐車」への負担の在り方については、今後の技術革新によって、負担の求め方の選択肢が広がる可能性もある、としております。
京都に乗り入れている鉄道各社に協力金の負担を求めているかどうか。	1 件	「駐車場への駐車」、「宿泊」及び「別荘の所有」については、その他の行為に比べて負担を求める目的や趣旨が明確であり、また、他の自治体での導入事例があることから、検討を深めていくこととし、他の手法については、必要に応じて検討を深めることとしたものです。
大型観光バス乗り入れ税を導入すべきである。	1 件	
電柱など歩道や道端に設置されていて、歩行を困難にしているものに課税すべきである。	1 件	
市内のマンションは所有者が市外在住の場合が多く、管理組合が成り立たない等の問題があることから、そうした物件には固定資産税を2倍請求すべきである。	1 件	
3つの行為に絞り込まれた理由が分からない。	1 件	「駐車場への駐車」、「宿泊」及び「別荘の所有」については、その他の行為に比べて負担を求める目的や趣旨が明確であり、また、他の自治体での導入事例があることから、この3つの行為を中心に、実現の可能性や具体的な制度について検討を深めることとしたものです。

一日乗車券は市民の利用が多いため課税すべきでない。	1 件	市バス・地下鉄の一日乗車券の購入については、検討の結果、検討を深めるものとはしませんでした。
駐車場税と別荘税について、答申後は、検討委員会ではなく京都市での検討になるのか。	1 件	京都市において引き続き検討を進めていただくこととしております。
何らかの負担を求めることは必要だが、徴税コストがかからない方法で行うべきだ。	1 件	検討に当たっては、「課税捕捉に係る行政コスト」についても検討項目としました。

7 「駐車場への駐車」、「宿泊」及び「別荘の所有」の3つの行為に関する個別の検討

(1) 「駐車場への駐車」(24件)

御意見(要旨)	件数	検討委員会の考え方
駐車場への駐車に対する課税について、市民と観光客の区別など正確な把握が困難なため導入は不可能である。	12件	駐車場への駐車に対する課税については、課税対象の把握など多くの課題があることから、京都市において引き続き検討を進めていただきたい、としております。
駐車場への駐車に対する課税について、引き続き検討してほしい。	5件	
移動に車を必要とする市民の負担増となるため反対である。	2件	
観光客に負担してもらうことに合理性がないし、税収規模もそれほど大きくないのではないか。	1件	
パークアンドライドの取組を進めていることに矛盾するため反対である。	1件	
宿泊施設に駐車するのは観光客なので、宿泊税に含めればよい。	1件	宴会場などの機能を備えた宿泊施設には市民も駐車するものと考えられ、市民や事業者の理解や協力が得られるかについては、十分に留意する必要があると考えております。
寺社の境内を含む観光名所付近の駐車場に課税すべきである。	1件	京都市は観光地が広範囲にわたって存在しており、観光地とそれ以外を明確に区分することが困難であるとともに、課税される区域とそうでない区域の線引きについて市民や納税者、関係者の理解が得られるかどうか、慎重に検討する必要があるため、駐車場への駐車に対する課税については直ちに実施できる状況にあるとはいえませんが、京都市において引き続き検討を進めていただきたい、としております。
生活道路への車両の進入を制限するため、駐車場税を課税すべきである。	1件	入洛客だけでなく、市民や事業者についても、車の利用を相当程度抑制することとなるため、このことに市民や事業者の理解や協力が得られるかについては、十分に留意する必要があると考えております。

(2) 「宿泊」(131件)

御意見(要旨)	件数	検討委員会の考え方
宿泊に対する課税に賛成する。	49件	御意見を踏まえ、答申を取りまとめてまいります。
宿泊税を課税することにより、違法な民泊の取締りも行うべきである。納めない場合は重加算金を課したり、差押えを行うべきである。	8件	違法民泊に対する旅館業法に基づく指導については、京都市において取組が進められていると聞いております。 なお、地方税法において、申告がされない場合における加算金や納入しない場合の滞納処分の規定があります。
宿泊に対する課税について、民泊を含む全ての宿泊施設を対象にすべきである。	7件	御意見と同趣旨の内容は答申(案)に記載しているところであり、いただいた御意見の方向で答申を取りまとめてまいります。
宿泊に対する課税について、修学旅行生を課税免除とすることに賛成である。	6件	
宿泊に対する課税について、公平性の観点から免税点を設けるべきではない。	5件	
高額な宿泊料金の宿泊者には負担能力に見合った負担を求めるべきである。	4件	
宿泊税を導入する場合、徴税コストがかかりすぎないようにすべきである。	4件	
宿泊料金が一定以上の施設を対象とすべきである。	3件	宿泊客は、京都市での滞在時間が日帰り客よりも長く、行政サービスの受益の程度が大きいと考えられ、滞在中の消費額も多いことから、担税力が十分あるといえます。 これらのことから、すべての宿泊客に、広く負担を求めることが望ましく、免税点は設けるべきではない、としております。
違法民泊に課税すると、市がお墨付きを与えることになったり、結局徴収できずかえって不公平になることから課税すべきでない。	3件	同じ宿泊行為について、課税対象となる施設とそうでない施設が生じるのは公平性に欠けるとの考え方から、すべての宿泊施設を対象としてはどうかと考えております。 なお、京都市では、現在、「民泊通報・相談窓口」を設置するとともに、違法な民泊に対する適正化指導に取り組んでいると聞いております。
定義が困難、公平性の観点などから修学旅行生にも課税すべきである。	3件	修学旅行生の誘致を推進することは、将来にわたる観光客を獲得することから、京都市や京都経済の活性化につながることから、修学旅行生については課税しないことが適当であると考えている、としております。
東京都の宿泊税は低額のため払っている意識がない。京都市は東京都より高額に設定しても問題ない。	3件	どの程度の負担を求めるかについては、税額の計算方法の定め方とともに、京都市において十分に検討されたい、としております。
税額は定額で分かりやすいものにすべきである。	3件	どの程度の負担を求めるかは、税額の計算方法の定め方とともに、京都市において十分に検討されたい、としております。
税額は定率にすべきである。	2件	

受益と負担の観点から宿泊税が妥当である。	2 件	御意見と同趣旨の内容は答申（案）に記載しているところであり、いただいた御意見の方向で答申を取りまとめてまいります。
違法民泊に確実に納税させる仕組みの記述がないため反対である。	2 件	同じ宿泊行為について、課税対象となる施設とそうでない施設が生じるのは公平性に欠けるとの考え方から、すべての宿泊施設を対象とすべき、としております。 なお、旅館業法の許可のない施設の把握に当たっては、徴収の際の行政コストがかかりすぎないように留意すべきである、としております。
違法民泊への課税は、把握にかかる労力が税収に見合わないため、費用対効果を考えるべきである。	1 件	
市民への課税がほぼなく、税額も小さいため妥当である。	1 件	
税額が 1 0 0 円程度なら、京都の宿泊者は減らないのではないか。	1 件	
宿泊税を導入するなら、既存制度との整合性や導入に伴う副作用と対処方法も行政内部で検討しておくべきである。	1 件	
課税対象となる施設や宿泊料金の定義の明確な提示が必要である。	1 件	
宿坊など宗教法人が運営する宿泊施設を対象とする場合、宗教的行為への課税となる可能性があるため、信教の自由の観点から適切な配慮が必要である。	1 件	
インターネットの宿泊予約サイトでの周知や、サイトでの宿泊税の支払いに対応してほしい。	1 件	
京都市民による宿泊行為は課税対象外とすべきである。	1 件	
住宅宿泊事業の仲介業者として税金の代理回収及び納付の代行を行うためには、条例の効力が及ばない海外の事業者について、京都市との間に第三者納付に係る契約又は覚書を締結することが必要となる。	1 件	
税額は 200 円から 300 円ぐらいがよいのではないか。	1 件	どの程度の負担を求めるかは、税額の計算方法の定め方とともに、京都市において十分に検討されたい、としております。
民泊を課税対象にするなら、一律少額の課税とする方法がある。	1 件	
宿泊を一時的な居住とみなせば、住民税の均等割を 3 6 5 で割った金額を税額にするという考え方もある。	1 件	
入湯税と同じく子どもには課税すべきでない。	1 件	修学旅行生の他に課税免除の対象を設けるかについては、課税の公平性や宿泊事業者の事務負担等も考慮し、京都市において検討されてはどうか、としております。
高齢者や障害者は他の施設で優遇を受けているため免除すべきでない。	1 件	
担税力の低さや海外の事例を理由として、大学生・大学院生の課税を免除すべきである。	1 件	
特別徴収義務者への事務経費の補助率は、カード決済による手数料負担を考慮すべきである。	1 件	宿泊業者を特別徴収義務者として指定すれば、行政側の徴収の便宜のために、新たな事務やその経費負担を課すこととなることから、東京都及び大阪府と同様、その経費の一部を補助する制度を設けることを京都市において検討されたい、としております。

入湯税との二重課税になるのではないか。	1 件	二重課税とは、課税標準（税額計算の基礎となる金額又は数量）を同じくする場合を言うものですが、入湯税は入湯行為に、宿泊税は宿泊行為に課税の根拠を見出すものであり、二重課税には当たらないものと考えております。
宿泊税を導入すると、近隣の自治体の宿泊施設に宿泊客が流れるため反対である。	1 件	低額な宿泊料金の宿泊客についても、広く薄く負担を求めるべきであることや、どの程度の負担を求めるかは京都市において十分に検討されたいことを記載しております。 そして、どの程度の負担を求めるかについては、京都市において検討されるものと考えており、検討に当たっては、税制度の考え方として、税制が個人や企業の経済活動における選択を歪めないとの「中立」との原則があり、この原則も考慮されるものと考えております。 また、税収の使途につきましても、入洛客の増加など、観光を取り巻く情勢の変化に対応する受入環境の整備等に用いるべき、としております。
市民にとって一番の問題は観光シーズンの交通渋滞だが、宿泊税を導入しても対策にならないため反対である。	1 件	交通渋滞など、入洛客の増加等によりますます対応が必要となっている課題があり、新たな財源の使途については、市民生活の満足度を高め、京都の都市の品格と魅力を一層向上させるような施策に活用すべきである、としております。
宿泊税を導入する場合、簡易宿所の事務負担、行政による宿泊料金確認の困難さ、違法民泊の取締りが不十分であること、宿泊客の減少による宿泊業界への打撃を懸念する。	1 件	宿泊税の創設に当たっては、関係者に丁寧に説明し、その理解を得ながら、しっかりと進めていただきたい、としております。 また、違法民泊の取締りについては、京都市では、現在、「民泊通報・相談窓口」を設置するとともに、違法な民泊に対する適正化指導に取り組まれていると聞いております。
税額について、税率 1 %かつ 1 円未満切捨てにしたり、ヨーロッパのようにシーズンオフに減額する制度にしてはどうか。	1 件	どの程度の負担を求めるかは、税額の計算方法の定め方とともに、京都市において十分に検討されたい、としております。
修学旅行生は課税としたうえで、観光施設の割引など別の恩恵を設ける方法がある。	1 件	修学旅行生の誘致を推進することは、将来にわたる観光客を獲得することで、京都市や京都経済の活性化につながることから、修学旅行生については課税しないことが適当であると考えている、としております。

宿泊税では抜本的な財政改善にはつながらない。	1 件	新たな財源については、京都市の財源の抜本的な改善のためというよりも、今後とも、京都市ならではの役割をしっかりと果たし、京都の歴史・文化を継承し、誰もが「京都に住んでいてよかった、住みたい、働きたい、訪れたい」と心から感じられるまちづくりを一層進め、京都の都市の品格と魅力をより高めていくためには、様々な取組の更なる推進が必要であることから、検討しているものです。
宿泊しなくても、日帰りで宿泊施設を利用した者にも課税すべきである。	1 件	宿泊客は、京都市での滞在時間が日帰り客より長く、行政サービスの受益の程度が大きいと考えられ、滞在中の消費額も多いことから、担税力が十分あるといえるため、宿泊客を対象とすべきと考えております。
マンスリーマンションや親族・友人宅への滞在者を課税対象外とすると、受益と負担の観点や公平性の観点からおかしい。	1 件	入洛客の受益に見合った負担を広く分かち合うとの目的の適合性や、課税対象となる施設の定義の明確性、課税対象施設の把握の容易さなどから、「宿泊」行為に負担を求めることが最も実現可能性が高いものとの結論に達したものです。
民泊新法による民泊事業者については、事務負担が大きく、新規参入を促す新法の趣旨を損なうことと、税収も少額で見合わないため、課税対象から除外すべきである。	1 件	同じ宿泊行為について、課税対象となる施設とそうでない施設が生じるのは公平性に欠けるとの考え方から、すべての宿泊施設を対象とすべき、としております。
旅や観光は非日常な行為なのに、その行為に課税するのは日常的であり違和感がある。	1 件	入洛客の受益に見合った負担を広く分かち合うとの目的の適合性や、課税対象となる施設の定義の明確性、課税対象施設の把握の容易さなどから、「宿泊」行為に負担を求めることが最も実現可能性が高いものとの結論に達したものです。

(3) 「別荘の所有」(20件)

御意見(要旨)	件数	検討委員会の考え方
別荘の所有に対する課税について、正確な定義や課税対象の把握が困難なため、導入は不可能である。	10 件	別荘の所有への課税については、課税対象の把握など多くの課題があることから、京都市において引き続き検討を進めていただきたい、としております。
別荘の所有に対する課税に賛成する。	4 件	
別荘の所有に対する課税について、引き続き検討してほしい。	2 件	
観光客に負担してもらう合理性がないし、税収規模もそれほど大きくないのではないか。	1 件	
固定資産税を払っているのに別荘税も取るのはおかしい。	1 件	
土木事務所や電力会社が持っている情報も利用すれば把握は可能である。	1 件	
住民票や住民税の支払いの有無で判断してよいのでは。相続は申請がなければ原則課税とすべきである。	1 件	

8 付言（13件）

御意見（要旨）	件数	検討委員会の考え方
税収の使い道を明確にし、具体的にどのような事業に充てたか広く知らせるべきである。	9件	具体的な使途の内容を検討していただくとともに、実際にどのような施策に用いているかを示していくよう努めるべき、としております。
市民目線に立った税にすべきである。	1件	市民や納税者となる入洛客、関係者に丁寧に説明し、その理解を得ながら進めていただきたい、としております。
旅行者、宿泊施設、市民すべての立場からヒアリングを行い、皆が納得いく内容にすべきである。	1件	
条例案ができた段階で、再度パブリックコメントを行うべきである。	1件	検討委員会から答申を提出した後、京都市において検討されるものと考えております。
新税導入の過程が市民に見えるようにすべきである。	1件	導入までのプロセスの各段階において、引き続き、市民や納税者となる入洛客、関係者に丁寧に説明し、その理解を得ながら、しっかりと進めていただきたい、としております。

○ その他の御意見（25件）

御意見（要旨）	件数	検討委員会の考え方
通報窓口の設置などにより、違法な民泊は取り締まるべきである。	5件	京都市では、現在、「民泊通報・相談窓口」を設置するとともに、違法な民泊に対する適正化指導に取り組まれていると聞いております。 御意見について、今後の制度設計において参考としていただくよう、京都市にお伝えします。
駅前の無料駐輪場がなくなり、車での送り迎えが増えているため、「ふるさと納税」を居住地の区に行った場合、返礼として駐輪場を年間無料とすべきである。	2件	
市民のために働く市職員に感謝する。	1件	
上京、中京に若者が少ないのは卒業した学生がまちを離れるからではないか。	1件	
世界中から多くの人々が訪れる都市に暮らすことは誇らしい。	1件	
交流人口の増加が重要であることを市民に啓発すべきである。	1件	
京町家を名乗る条件を京都市が条例で定め、認定制度を作るべきである。	1件	
京都市の宿泊施設、特に民泊は数が多すぎる。	1件	
一年弱の短期間にこれだけの答申（案）をまとめられたことに敬意を表する。	1件	
最近の京都は観光客の増加で落ち着きがなくなってしまった。	1件	
修学旅行生が一日乗車券で全ての交通機関を利用できる仕組みを検討すべきである。	1件	
京都には昔から街全体で子どもを育てる伝統があるので、修学旅行生も歓迎してあげたい。	1件	
観光客に課税するのであれば、観光という言葉の定義を明確にすべきである。	1件	
答申を受けて、公平公正な税になるよう、京都市が主体的に考えることが重要である。	1件	

答申（案）の内容に全体として賛成する。	1 件	御意見を踏まえ、答申を取りまとめてまいります。
新税導入の具体的なスケジュールが分からない。開始時期をはっきりさせてほしい。	1 件	具体的なスケジュールについては、答申の提出後、京都市において検討されると聞いております。
市民意見の募集結果の公表は正確に行うべきである。	1 件	市民意見募集の結果の公表については、適切に行ってまいります。
検討に当たっては税収の見込み額も大きな要素であり、公表すべきである。	1 件	京都市において制度設計を進めていくに当たって、税収の見込み額も検討項目の一つになると聞いております。 なお、検討委員会において、宿泊税について、仮にすべての宿泊施設を対象として一人 100 円を負担していただくとした場合、約 20 億円の税収が見込めるとの説明が京都市からありました。
古都税の失敗を踏まえるため、京都市が検討委員会に総括資料を提出すべきである。	1 件	検討委員会において、以前導入されていた古都税においては、拝観料の多寡にかかわらず 50 円の税負担を求めていたことが負担能力に応じた負担となっていないことや、信教の自由にも影響するものであることから、同様の税を新たに導入すべきでないとの意見が出ました。
賃貸業者が民泊する場合は物件に住宅用地の特例が適用されるのに、宿泊施設には適用されないのはフェアでない。	1 件	住宅用地の特例の適用については、京都市において適切に行われていると聞いております。